

第5節 不当労働行為の審査

1 概要

(1) 審査の実施状況

令和6年に新たに申立てのあった事件は3件で、前年から繰り越された事件はなかった（第1表）。

令和6年に係属した事件は3件で、前年より3件増加している（第2表）。

令和6年における処理状況は、終結した事件はなく、係属した3件全てが翌年に繰り越された（第1表及び第2表）。

(2) 審査期間の目標達成状況

当委員会では、労組法第27条の18の規定による審査期間の目標を「1年6か月」と設定しているが、令和6年に終結した事件はなかった（第3表）。

(3) 再審査関係等

令和6年に新たに申立てのあった再審査事件及び係属している再審査事件はなかった（第4表）。

初審関係行政訴訟及び再審査関係行政訴訟のいずれも、係属している事件はない（第5表及び第6表）。

審査の実効確保の措置勧告申立てはなかった（第7表）。

物件提出命令の申立てはなかった（第8表）。

(4) 合同労組事件の概況

令和6年に新たに合同労組から申立てのあった事件は、3件であった。このうち駆込み訴え事件はなかった（第9表）。

第1表 令和6年不当労働行為事件該当号別処理状況

(単位: 件)

審査状況 申立内容		令和 3 年 か ら 係 属	令和 4 年 か ら 係 属	令和 5 年 か ら 係 属	令和 6 年 申 立 て	計	終 結 状 況							令和 7 年 へ 繰 越 し
							命令・決定			和解・取下			計	
							救 済	棄 却	却 下	関 与 和 解	無 関 与 和 解	取 下 げ		
労 組 法 第 7 条	1号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2号	—	—	—	2	2	—	—	—	—	—	—	—	2
	3号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	4号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	1・2号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	1・3号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	1・4号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2・3号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2・4号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	1・2・3号	—	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	1
1・2・3・4号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
総数		—	—	—	3	3	—	—	—	—	—	—	—	3

第2表 取扱件数及び処理件数

(単位: 件)

			R2	R3	R4	R5	R6
係属状況	前年 から 繰 越 し		3	3	1	—	—
	新 規		1	—	—	—	3
	計		4	3	1	—	3
処理状況	命令・決定	救 済	1	1	—	—	—
		棄 却	—	—	—	—	—
		却 下	—	—	—	—	—
	和解・取下げ	関 与 和 解	—	1	1	—	—
		無関与と和解	—	—	—	—	—
		取 下 げ	—	—	—	—	—
	計		1	2	1	—	—
翌 年 へ の 繰 越 し		3	1	—	—	3	

第3表 終結事件に係る平均処理日数

(単位：件、日)

		R2		R3		R4		R5		R6		R2～R6	
		件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	合計 件数	平均 日数
平均処理日数		1	841	2	793	1	458	—	—	—	—	4	721
内訳	命令・決定	1	841	1	836	—	—	—	—	—	—	2	839
	和解・取下げ	—	—	1	749	1	458	—	—	—	—	2	604

第4表 再審査事件一覧

区 分 事 件 名 (初審事件番号)	県 労 委			中 労 委			
	申 立 年月日	終 結 年月日	終結 区分	申立 人	申 立 年月日	終 結 年月日	終結 区分
該当なし							

第5表 初審関係行政訴訟事件一覧

区 分 事 件 名 (初審事件名)	初 審 事件番号	仙 台 地 方 裁 判 所					
		事件番号	提 訴 年月日	原告	終 結 年月日	終結 区分	備考
該当なし							

区 分 事 件 名 (初審事件名)	地 裁 事件番号	仙 台 高 等 裁 判 所					
		事件番号	控 訴 年月日	控訴人	終 結 年月日	終結 区分	備考
該当なし							

第6表 再審査関係行政訴訟事件一覧

区 分 事 件 名 (初審事件番号)	再 審 査 事件番号	裁 判 所 名					
		事件番号	提 訴 年月日	原告	終 結 年月日	終結 区分	備考
該当なし							

第7表 審査の実効確保措置勧告処理一覧

(単位：件)

区分			R2	R3	R4	R5	R6
不当労働行為救済申立事件係属			4	3	1	—	3
審査の実行確保の措置勧告申立件数			—	—	—	—	—
勧 告 件 数	規則第40条に基づくもの		—	—	—	—	—
	規則第40条に基づかないもの	口 頭 要 望	—	—	—	—	—
		文 書 要 望	—	—	—	—	—

第8表 物件提出命令申立事件一覧

区 分 事件番号 事 件 名	申立年月日	申立人	終結状況	備 考
該当なし				

第9表 合同労組事件の申立状況

(単位：件)

	新規申立件数	うち合同労組事件	うち駆込み訴え事件
R2	1	—	—
R3	—	—	—
R4	—	—	—
R5	—	—	—
R6	3	3	—

(注) 1 「合同労組」とは、一定の地域で企業の枠を超え、中小企業の労働者を主に組織し、個人加盟ができる組合のことをいう。(中央労働委員会事務局「都道府県労働委員会状況報告要領」より)

2 「駆込み訴え事件」とは、労働組合に加入していない個人が不利益取扱い等を受けた後、組合に加入し、それに係る不当労働行為事件(団交拒否等)が申し立てられた場合をいう。(中央労働委員会事務局「都道府県労働委員会状況報告要領」より)

別表

令和6年不当労働行為救済申立係属事件一覧

事件番号		申立人	被申立人	業種	申立年月日	請求する救済内容
令和6年	1号	X組合	Y会社	採石業	R6.2.28	・誠実団交応諾 ・組合員の原職復帰及び賃金相当額の支払い ・誓約文の手交及び掲示
	2号	X組合	Y会社	製造業	R6.3.12	・誠実団交応諾 ・誓約文の掲示
	3号	X組合	Y会社	不動産業	R6.5.2	・組合員に対する不利益取扱いの禁止 ・誓約文の掲示 ・組合員の同僚に対する一連の経緯等の説明 ・損害賠償

(注) 調査、審問、証人の各欄及び備考欄の和解手続の数値は、当年分（括弧内は累計）を表す。

法7条	終結状況			調査	証人	審査委員	備考
	年月日	結果	処理日数	審問		参与委員	
2号				5(5)	0	水野 紀子	和解手続 0(0)回
				0(0)	(0)	佐竹 一則 小野木 克之	
2号				4(4)	0	佐々木 くみ	和解手続 0(0)回
				0(0)	(0)	北舘 和彦 清野 敦	
1・2・ 3号				3(3)	0	豊田 耕史	和解手続 2(2)回
				0(0)	(0)	佐藤 友彦 大内 栄治	

2 事件の要録

(1) 令和6年（不）第1号

申 立 人	被 申 立 人
X組合 執行委員長 A1 組員数 412 人	Y会社 代表取締役 B 従業員数 14 人

申立年月日 令和6年2月28日

請求する救済内容の要旨（労組法第7条第2号）

- ① 被申立人は、製品配送業務を支配している実質的な使用者であり、誠意をもって団体交渉に応じなければならない。
- ② 被申立人は、A2組員に対する解雇を撤回し、同人を原職に復帰させ、解雇の翌日から復帰までの間の賃金相当額を支払わなければならない。
- ③ 被申立人の行為が不当労働行為と認定されたこと及び今後不当労働行為を行わない旨の誓約文の社内掲示及び交付。

※令和6年11月14日、労組法第7条第1号該当の申立ては取り下げられた。

調査（累計）	5 回（5 回）	
審問（累計）	0 回（0 回）	
和解（累計）	0 回（0 回）	
証人（累計）	〔労〕 0 人（0 人）	〔使〕 0 人（0 人）
終結年月日	—	
終結状況	令和7年に繰越し	
経過日数	308 日	
担当委員	審査委員 水野 紀子 参与委員（労）佐竹 一則 参与委員（使）小野木 克之	

申立人の主張の要旨

申立人X組合（以下「組合」という。）は、ダンプ、建設等の業種における個人加入の労働組合であり、全国組織における東北地方の支部を

統合して令和4年10月22日に結成された広域支部である。

被申立人Y会社（以下「会社」という。）は、主に洗砂・山砂の採取及び製造販売を業としている。

昭和63年頃、A2組合員は自家用ダンプを持ち込み、会社の指示で砂を積み込み、建設工事現場等に運搬した。

平成23年からZ1会社が、令和元年からはZ2会社がZ1会社に代わり、自社の営業登録ダンプとA2組合員らが所有する自家用ダンプを使用して会社の製品の運搬を行ってきた。

令和2年11月に、会社はZ2会社に対し、委託している製品配送業務について、令和3年4月1日より営業登録車両への全面的な移行を依頼する文書を送付した。同月、Z2会社はA2組合員に対し、会社から上記の通達があり、通達内容について理解を求める文書を送付した。これは、自家用ダンプの締め出し、A2組合員ら自家用ダンプ労働者の解雇を意図している。

約1年後の令和3年12月に、会社はZ2会社に対し、令和4年4月1日より製品配送を一般貨物自動車運送事業者に委託する運用を依頼する文書を送付し、令和4年1月にZ2会社はA2組合員を含む会社の製品配送の関係各社に対し、会社からの通達内容について理解を求める文書を送付している。

組合（組合の母体の一つとなった労働組合）は、会社に対し、令和4年3月18日付けで、次の内容の要求書を提出し、団体交渉の申入れを行った。

要求書の内容：

- ① 長年に渡り製品運搬に従事してきたA2組合員の解雇を撤回し、今後も継続して使用すること。
- ② 自家用ダンプを使えないと判断した経緯を組合に対して明らかにすること。

これに対し会社は、令和4年3月24日付けの文書により団体交渉の申入れに応じなかった。

令和4年6月30日、A2組合員が通常どおりZ2会社に翌7月1日の配車について電話したところ、応対した女性事務員が、7月1日からは営業登録車両でないと配車でできませんと答え、以降、A2組合員に対し会社の製品運搬に係る配車はなされなかった。

組合は、文書又は口頭で会社に対し再三団体交渉を申し入れてきたが、会社は断り続けており、直近では令和5年2月2日付け要求書に対し、同年3月10日付けの回答書により団体交渉の申入れに応じていない。

Z2会社は、会社から委託を受けているといっても、独立して事業を営むというより、会社の事業運営の一部分の運送を担っているに過ぎず、会社の経営方針に異見を差しはさむ状況にはなかった。よって、会社がA2組合員の「実質的な使用者」だと考える。

また、会社は経営政策上、A2組合員らを備車運転手として形式上は会社の組織外におきつつ、なおその労働力を把握しておく必要があった。会社の営業目的達成のためA2組合員らの提供する労務は会社の事業にとって必要不可欠のものとして、会社はA2組合員らの労働力を自己の事業運営の中に機構的に組み入れているものといえることができる。

以上のことから、会社は労組法第7条の使用者であり、そのもとで働く使用従属関係にあるA2組合員は会社に使用される労働者である。

したがって、組合からの団体交渉の申入れに対して正当な理由なく拒んでいる会社の行為が、労組法第7条第2号の不当労働行為に該当することは明らかであり、会社は誠実に団体交渉に応ずる義務がある。

請求する救済内容に対する答弁

本件申立ては、これを却下するとの決定を求める。

会社の主張の要旨

組合が会社に対し、団体交渉の申入れを行ってきたこと、会社が組合の団体交渉の申入れに応じていないことを認める。

会社は、A2組合員との間で雇用契約を締結しておらず、A2組合員を解雇した事実はない。また、会社は、A2組合員との間で請負契約を締結したこともない。

よって、A2組合員は労組法第7条第2号の「労働者」に該当しない。

Z2会社は、会社から受注した運搬業務の一部につき、Z2会社の裁量でA2組合員を含む別の事業者を外注しているが、外注先との間では、運送に関する請負契約を締結し、運搬先等の作業内容や請負代金額等の基本的な契約条件を定めており、会社が外注先の業務内容を支配、決定したことはない。

また、会社がZ2会社の外注先に対して、その業務に関する指示をしたことはなく、Z2会社は、会社から独立して、外注先との間で、請負代金額等の基本的な契約条件を決定し、その決定に基づき請負代金を支払っている。

裁判例に照らし、会社は、A2組合員とZ2会社との間の基本的な契約

条件等について現実的かつ具体的に支配、決定していたとはいえず、雇用主と同視できる程度の地位にあったとは認められない。

よって、会社は、A2組合員の労組法第7条柱書の「使用者」ではないものである。

したがって、会社が組合からの団体交渉申入れに応じないことは、不当労働行為に該当しないことが明らかであるから、組合の会社に対する本件申立ては速やかに却下されるべきである。

審査の経過概要

継続審査中

(2) 令和6年(不)第2号

申 立 人	被 申 立 人
X組合 中央執行委員会委員長 A 組合員数 約 500 人	Y会社 代表取締役 B 従業員数 約 100 人

申立年月日 令和6年3月12日

請求する救済内容の要旨(労組法第7条第2号)

- ① 被申立人は、賃上げ交渉において、調整や手当などという名称のいかんにかかわらず、インフレ手当、調整金などを含め、労働条件に関する事項について、申立人との交渉なくして、実施してはならない。
- ② 被申立人は、名称のいかんにかかわらず、労働条件に関する事項の交渉において、その変更を行う場合、必ず申立人に通知し、交渉において根拠となる資料を用いて、論拠を示すなどして誠実に説明しなければならない。
- ③ 被申立人の行為が不当労働行為と認定されたこと及び今後不当労働行為を行わない旨の誓約文の揭示。

調査(累計)	4回(4回)	
審問(累計)	0回(0回)	
和解(累計)	0回(0回)	
証人(累計)	[労] 0人(0人)	[使] 0人(0人)
終結年月日	—	
終結状況	令和7年に繰越し	
経過日数	295日	
担当委員	審査委員	佐々木 くみ
	参与委員(労)	北館 和彦
	参与委員(使)	清野 敦

申立人の主張の要旨

申立人X組合(以下「組合」という。)は、業種に関わりなく一人でも加盟できる合同労組であり、全国で組合員数は約500名

である。平成 26 年 7 月 7 日、申立人は、組合 Y 分会（以下「分会」という。）の結成を被申立人 Y 会社（以下「会社」という。）に通知し、現在も継続して活動している。

会社は、平成 4 年 7 月に設立され木製据付家具の設計、製造、販売、据付を業としている。

組合は、令和 5 年 2 月 9 日付け要求書において、春の賃上げに向け、交渉を開始した。

同年 3 月 24 日付け団交申入書において、4%の賃上げを要求したが、同年 5 月 16 日に行われた団体交渉において、会社は、賃金改定平均（基本給＋職務手当）×2%とする回答を示し、交渉は妥結に至らなかった。

一方で、会社は、組合に連絡、説明せずに、同年 3 月下旬頃、労働者一人につき 5 万円、子どもを持つ労働者一人につき 1 万円相当の手当（以下「インフレ手当」という。）を支給し、同年 5 月 25 日、若年労働者に 2%を超える賃上げ（以下「若年労働者への賃上げ」という）を行い支給した。

以上のことから、会社の行為が労組法第 7 条第 2 号の不当労働行為に当たる。

また、会社の行為は、平成 29 年 6 月 21 日付け和解協定書に違反している。

請求する救済内容に対する答弁

本件申立ては、これを棄却するとの命令を求める。

会社の主張の要旨

インフレ手当と分会の組合員でない若年労働者への賃上げについて、組合に事前に連絡、説明する必要はない。

組合との団体交渉に係る協議は、分会の組合員の労働条件に限定されるべきであり、組合未加入労働者に係る労働条件は、義務的団交事項ではなく、不当労働行為は成立しない。

これまで、会社は、組合との団体交渉において、義務的団交事項と判断している範囲内で必要と思われる資料を開示し、十分な説明を尽くしている。

組合は、これまでの会社との団体交渉において、分会の組合員の人数、氏名を明らかにしていないが、組合員の労働条件を議題とする団体交渉においては、これを明らかにしなければ、

会社は、団体交渉の議題の範囲と協議目的を十分に確認できない状況で無駄な団体交渉を強いられる。

組合側の交渉態度が不適切であれば、未協議事項があっても使用者は団体交渉を打ち切ることが認められている。そのため、労働条件の改変を目的とする団体交渉においては、その目的を組合員の労働条件に限定して交渉を行う必要がある。

和解協定書には、インフレ手当と分会の組合員でない若年労働者への賃上げについて何も記載されていない。

インフレ手当と分会の組合員でない若年労働者への賃上げについて、事前に連絡、説明する責任を認める法令上の根拠は特に存在しない。

審査の経過概要

継続審査中

(3) 令和 6 年 (不) 第 3 号

申 立 人	被 申 立 人
X 組合 共同代表 A 1 組合員数 60 人	Y 会社 代表取締役社長 B 従業員数 66 人

申立年月日 令和6年5月2日

請求する救済内容の要旨 (労組法第7条第1号・第2号・第3号)

- ① 被申立人は、A2組合員の職場復帰の際に締結した職場復帰等に関する協定書を履行し、A2組合員に対し、職場の同僚と同等の質と量の業務を配分しなければならない。
- ② 申立人の行為が不当労働行為と認定されたこと及び今後不当労働行為を行わない旨の誓約文の社内掲示。
- ③ 被申立人は、申立人がA2組合員の職場の同僚に対し、被申立人の行為が不当労働行為と認定されたこと及びその内容を口頭で説明する機会を設けなければならない。
- ④ 被申立人は、申立人へ金100万円、A2組合員へ金100万円の損害賠償金を支払わなければならない。

調査 (累計) 3 回 (3 回)
審問 (累計) 0 回 (0 回)
和解 (累計) 2 回 (2 回)
証人 (累計) [労] 0 人 (0 人) [使] 0 人 (0 人)
終結年月日 ー
終 結 状 況 令和 7 年に繰越し
経 過 日 数 244 日
担 当 委 員 審査委員 豊田 耕史
参与委員 (労) 佐藤 友彦
参与委員 (使) 大内 栄治

申立人の主張の要旨

申立人 X 組合 (以下「組合」という。) は、平成 26 年に結成

された個人加入の労働組合であり、上部団体等はない。

被申立人Y会社（以下「会社」という。）は、建築物環境衛生総合管理（ビルメンテナンス）やマンション管理等を業としている。

令和元年9月、A2組合員は会社に入社し、総務部経理課に配属された。その後A2組合員は体調不良となり休職を申し出たが、会社から退職勧奨を受け、解雇となったため、組合から会社に対し、組合加盟通知書を送付し、不当解雇撤回等を求め団体交渉を行ったところ、A2組合員への不当解雇が撤回された。しかし、A2組合員の職場復帰は認められなかったため、組合は、職場復帰を求め団体交渉を行った結果、令和5年10月、「職場復帰等に関する協定書」を締結し、A2組合員は、総務部経理課に職場復帰をした。

職場復帰をしたものの、A2組合員は会社から、毎日1時間未満程度にしかない著しく過小な業務しか与えられない状況が継続したため、令和5年10月から交渉を続けたが、ほとんど改善されなかった。また、A2組合員を職場の同僚とのコミュニケーションから実質的に排除することを目的とした行為もあった。

以上のことから、会社が行っているA2組合員に対する業務の過小な配分は、労組法第7条第1号の不利益取扱いに該当するとともに、労使合意した「職場復帰等に関する協定書」に違反しており、労組法第7条第2号の団交拒否（不誠実団交）に該当する。

更に、令和6年3月、会社の取締役が、組合員に対し、一対一の場面で、業務配分の交渉については時間の無駄だからやめた方がいいとの見解を伝えており、これは労組法第7条第3号の支配介入に該当する。

請求する救済内容に対する答弁

本件申立ては、これを棄却するとの決定を求める。

会社の主張の要旨

A2組合員の職場復帰後の仕事内容については、①会社の事業規模が大幅に縮小したこと、②A2組合員の体調が優れないこと、③A2組合員と他の職員との関係性、④A2組合員の過去

の言動から A2 組合員において会社の情報を漏洩するおそれがあること等を考慮した中で適切に配分したものである。また、令和 5 年 10 月から令和 6 年 3 月までの事実関係としては概ね認めるものの、会社の対応は上記で述べた 4 点を理由とするものであり、組合が述べるような「A2 組合員が組合に加入していること」を理由とするものではなく、不当労働行為には該当しない。

審査の経過概要
継続審査中